

令和5年度

事業計画書

青森県立さわらび療育福祉センター

目 次

第 1	基本理念	1
第 2	基本方針	1
第 3	具体的方針	1
第 4	事業内容	2
1	障害児入所支援・障害者入所支援	
2	短期入所（ショートステイ）	
3	日中一時支援	
4	児童発達支援	
5	放課後等デイサービス	
6	外来診療	
7	訓練	
第 5	安全・安心	3
1	安全管理	
2	健康管理	
3	施設管理	
第 6	虐待防止・身体拘束適正化	4
第 7	主な行事予定	5
第 8	研修、会議	6
1	研修	
2	会議	
第 9	苦情解決体制	8
第 10	組織及び事務分担	8
第 11	職員の配置状況	9
第 12	業務の概要	10
1	診療部	
2	生活支援部	
第 13	実習生の受け入れ	11

第1 基本理念 「ともに輝いて生きる」

人はそれぞれ命の尊厳を持っています。

障害を持つ児者の日々が輝き充実したものであるためには、ご家族や療育に携わる人たちが理解し認めあいながら、地域や社会と多くのかかわりを持つ必要があります。

「ともに輝いて生きる」ことをセンターの目標とします。

第2 基本方針 「五つのお約束」

- 一 障害を持った児者の命とその尊厳を守ります
- 二 人間性を大切にす療育を果たします
- 三 職員は向上心をもって励み、チームワークを大切にします
- 四 日中活動を充実させます
- 五 開かれた施設として地域や社会に貢献します

第3 具体的方針

- 1 利用者の病状や健康状態には細心の注意を払い、変化を見逃さないようにします。
- 2 利用者の意思を尊重しながら、日常生活訓練指導を的確に行います。
- 3 フレンド活動を通じて利用者の希望や意思を常に再確認します。
- 4 実習生・研修生を積極的に受入れ、関係者の育成を図りながら、重症心身障害児者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- 5 ボランティアを積極的に受入れ、地域社会との交流を図るとともに、地域社会への貢献を目指します。
- 6 運営協議会及び苦情解決の第三者委員会や苦情相談窓口を通じて、迅速な問題解決を図り、誰もが意見を申し出できる開かれた施設を目指します。
- 7 施設管理では法令順守による安全・安心を確保し、予算執行や徴収事務は適正かつ迅速な事務処理を行います。

第4 事業内容

1 「障害児入所支援・障害者入所支援」

18歳未満の方には児童福祉法に基づき、18才以上の方には障害者総合支援法に基づく入所支援サービスを提供します。いずれも在宅生活では十分な介護や訓練を受けることが困難な身体及び言語機能障害の重複した重症心身障害児者に対し、介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うよう支援します。

また、日中は、生活介護サービスを提供し、在宅の通所者と共に入浴・排泄及び食事等の日常生活全般の介助やレクリエーション等の日中活動を行います。

2 「短期入所」(ショートステイ)

在宅の重症心身障害児者が、介護者の病気その他の理由により、一時的に介護を受けられないときに短期間入所し、入浴・排泄又は食事等の介護を行います。

3 「日中一時支援」

在宅で生活している障害児者の家族の一時的休息を図るため、日中、施設内において障害児者に活動の場を与えるとともに、必要な支援を行います。

4 「児童発達支援」

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

5 「放課後等デイサービス」

就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇において生活能力向上のための訓練を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

6 「外来診療」

外来受診者に対して、内科及び整形外科の診療を行います。

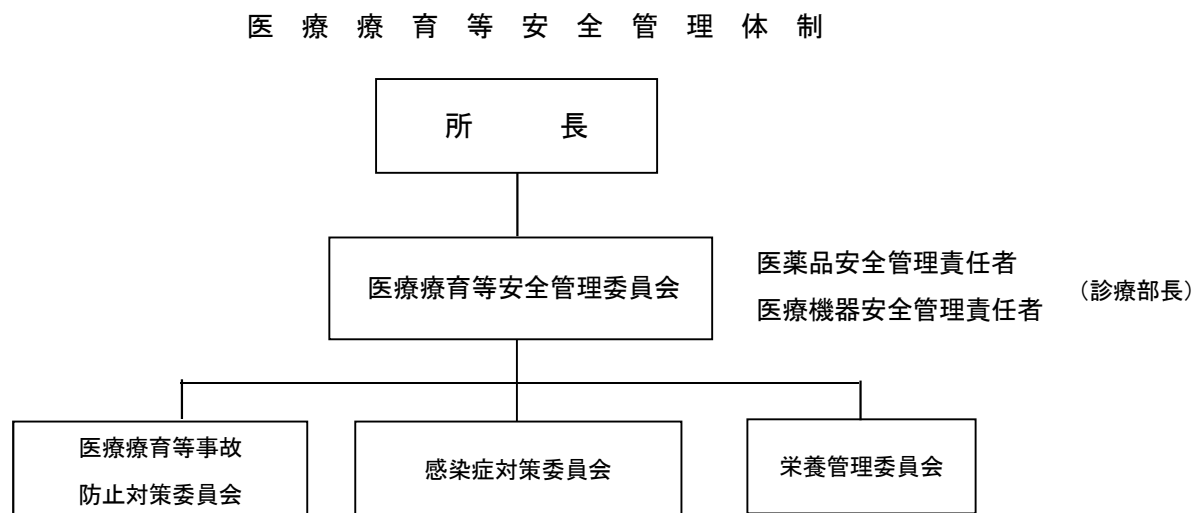
7 「訓練」

理学療法、言語聴覚療法、摂食・嚥下訓練を必要とする障害児者に対し、状態にあった訓練を行います。

第5 安全・安心

1 安全管理

(1) 各委員会を開催し、医療療育等事故の未然防止を図っています。



(2) 避難訓練を年6回実施するほか、夜間想定訓練や地震想定訓練を併せて行います。

また、消火器を使った消火訓練や消火設備による放水訓練を行うほか、年1回、弘前第二養護学校との合同防災訓練を行います。その他不審者対応訓練や防災に関する勉強会を実施します。

(3) 飲料用水の水質検査を毎月実施するほか、浴槽のレジオネラ属菌検査等計画的に行います。

また、飲料用貯水槽の清掃、ボイラーの整備等を行い事故の発生を防ぎます。

2 健康管理

(1) 内科医等による診察を診療所にて行います。また、定期健康診断を年2回行います。

(2) 入浴は週3回（月・水・金）行います。また、散髪は8月及び1月を除き、毎月行います。

(3) 栄養管理委員会を毎月開催し検食結果を報告するほか、本人の身体状況等に合わせ、給食内容を変更します。また、栄養ケアマネジメントによる栄養健康管理を行います。

3 施設管理

(1) 予算執行や一部負担金の徴収等を適正かつ迅速に事務処理します。

(2) 施設・設備を随時点検し、修繕箇所は早期に修繕を行い、利用者が安全で快適な利用ができるよう配慮します。

第6 虐待防止・身体拘束適正化

(1) 虐待防止

虐待防止委員会を年2回（5月・10月）開催し、利用者の安全と人権擁護の観点から、施設内における虐待に関するチェック点検や虐待防止に関する職員研修会を開催するなど、虐待の未然防止に努めています。

(2) 身体拘束適正化

身体拘束適正化検討委員会を年2回（5月・10月）開催し、施設内における身体拘束等に関するチェック点検や身体拘束等に関する職員研修会を開催するなど、身体拘束等の適正化及び支援の質の向上に努めます。

第7 主な行事予定

※新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数で三密を避ける内容に見直します。

月	行事名	内容
4月	転入職員歓迎会	新しい職員、利用者の紹介や交流を図ります。
	こいのぼり飾り付け	室内でこいのぼりの飾り付けをして、写真撮影をします。
5月	散策	天気がよければ外を散策します。
	シャボン玉遊び	外へ出てシャボン玉で遊びます。
6月	ハンドベル	季節の曲をみんなで演奏します。
	オープンカフェ	美味しいケーキと飲み物でリフレッシュします。
	七夕短冊作り・飾りつけ	短冊に一人ひとり願いを書いて飾ります。
7月	ハンドベル	季節の曲をみんなで演奏します。
	ビデオ鑑賞会	行事のビデオをみんなで見ます。
	夏のお楽しみ会	ゲームをしたり夏の気分を楽しみます。
8月	アイスを食べよう	みんなで美味しいアイスをいただきます。
	ちぎり絵制作	作品展示に向けての制作に取り組みます。
	シャボン玉遊び	外へ出てシャボン玉で遊びます。
9月	ハンドベル	季節の曲をみんなで演奏します。
	ちぎり絵制作	作品展示に向けての制作に取り組みます。
	秋の演奏会	職員が演奏します。
10月	食育（ハロウィン）	ハロウィンのスイーツ作りを楽しみます。
	ちぎり絵制作	作品展示に向けての制作に取り組みます。
	車椅子ダンス	音楽に合わせてダンスをします。
	ハンドベル	季節の曲をみんなで演奏します。
11月	コラージュ制作	写真を切り抜いたもので思い出の作品を作ります。
	ポッチャ大会	チームに分かれてゲームをします。
	ハンドベル	クリスマスの曲を練習します。
	ツリー・イルミネーション飾り付け	クリスマスツリーやイルミネーションを飾り付けします。
	ちぎり絵展示	みんなで作った作品を展示します。
12月	ハンドベル	クリスマスの曲を練習します。
	クリスマスパーティー	クリスマスを楽しみます。
1月	新春お楽しみ会	皆で福笑いゲームを楽しみます。
	シールアート	シールを張ってアート作品を作ってみます。
2月	節分・豆まき	節分で紅白ボールで豆まきをして遊びます。
	ハンドベル	季節の曲をみんなで演奏します。
	おひなさま飾り付け	おひなさまの飾り付けをして写真撮影をします。
3月	記念品・色紙制作	記念品や色紙の制作をします。
	ハンドベル	お別れの曲をみんなで演奏します。
	退職・転出職員お別れ会	

*この他、お茶会や毎月お誕生会や制作等も行います。

第8 研修、会議

1 研修

(1) 外部研修

外部研修には積極的に参加させ、職員の資質向上を図ります。

(令和5年度計画)

月	研 修 の 内 容
4月	SDR症例検討会
5月	SDR症例検討会
6月	東北地区発達支援事業連絡協議会
	SDR症例検討会
7月	SDR症例検討会
8月	SDR症例検討会
9月	栄養・食育マネジメントセミナー
	SDR症例検討会
	国際福祉機器展
10月	R5年度サービス管理責任者等基礎研修
	第10回日本小児理学療法学会
	SDR症例検討会
11月	福祉サービス苦情解決関係者等研修会
	SDR症例検討会
12月	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修
	R5年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
	SDR症例検討会
1月	R5年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
	SDR症例検討会
2月	SDR症例検討会
3月	青森県障害者虐待防止・権利擁護研修
	R5年度指定障害福祉サービス事業者集団指導
	SDR症例検討会

* 2月に1回、東北地区小児施設療法士勉強会（予定）

(2) 看護・介護研修

看護・介護技術向上のため、毎月、生活支援課職員が学習会を開催しています。また、外部研修に参加した時には、復命を通じて研修内容の共有を図ります。

2 会議

(1) 所内会議

毎月、所内各セクションの責任者が出席し、それぞれの課題、問題点等を協議します。

(2) 合同会議

毎月、弘前第二養護学校と合同会議を開催し、連携を図ります。

(3) 生活支援課運営会議

毎月、運営のあり方、療育の方法・問題点を点検する等、常に利用者の立場に立って行っているかを確認します。

第9 苦情解決体制

利用者の処遇に係る苦情に対して迅速かつ適切に対応し、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足感の向上を図り、センター運営への信頼性の確保及びセンター運営の適正性の確保を図ることを目的に苦情解決の体制を整えます。

(1) 苦情申出人の範囲

利用者及び利用者の家族や代理人。センターを退所して1年を経過していない利用者等。

(2) 苦情受付の方法

口頭または文書

(3) 苦情解決体制

苦情解決の責任体制を明確にするため、苦情解決責任者を設置する。

利用者等が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を設置する。

苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を置く。

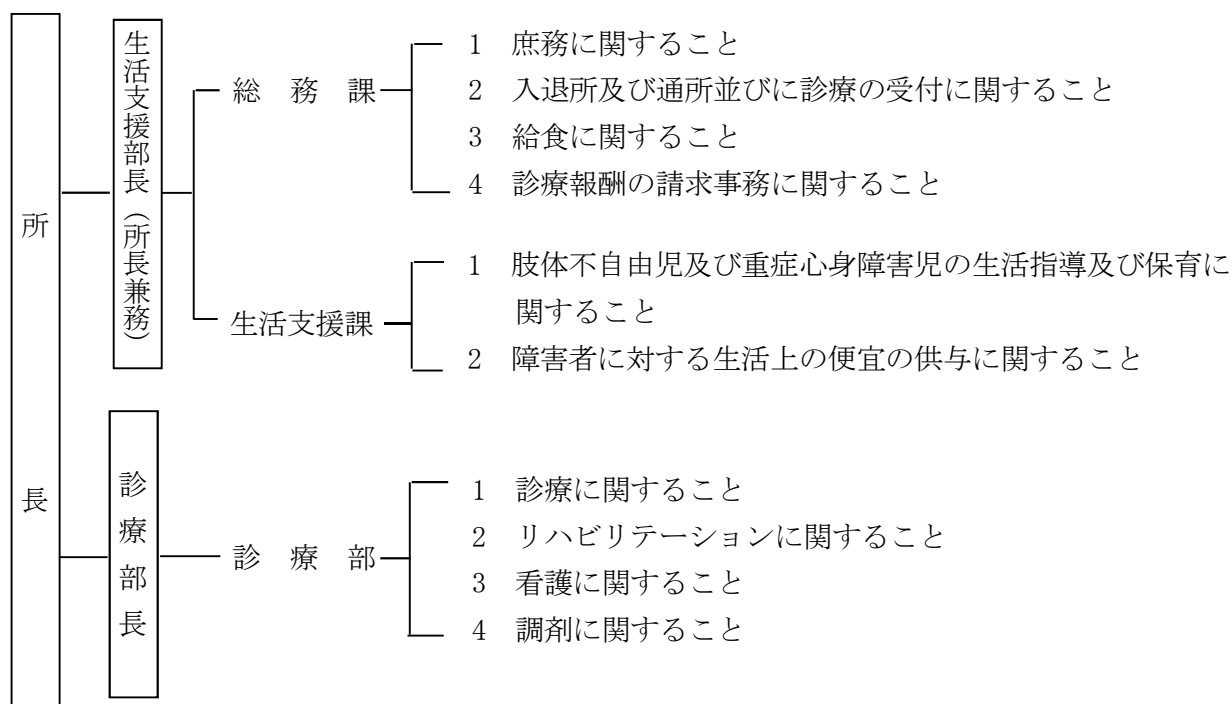
(4) 苦情対応の記録及び結果の報告、公表

苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経緯と結果についての記録を書面に残す。

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、1か月以内に報告する。

個人情報に関するものを除き「センターだより」に苦情の申出内容、解決結果を掲載するとともに、センター内に掲示して公表する。

○組織及び事務分担



○職員の配置状況

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

職種	現員	職種	現員
所 長	1	生活支援員	0
診 療 部 長	1	事 務 職 員	1
総 務 課 長	1	管理栄養士	1
生活支援課長 (サービス管理責任者)	1	調 理 師	4
理学療法士	4	計	32
言語聴覚士	1	応 援 医 師 (非 常 勤) 2	
児童指導員	3	事 務 員 (非 常 勤) 1	
保 育 士	1	技術員(看護師)(非 常 勤) 3	
看 護 師	11	生 活 支 援 員 (非 常 勤) 5	
児童発達支援 管理責任者	2	指 導 員 (非 常 勤) 2	
		技 能 員 (非 常 勤) 1	
		警 備 員 (委 託) 3	
		医 事 会 計 員 (委 託) 1	
		清 掃 業 務 員 (委 託) 3	
		ボイラー技能員(委 託) 2	
		洗 濯 業 務 員 (委 託) 2	

第 1 2 業務の概要

1 診療部

(1) 外来患者の診療 (入所者・利用者含む)

外来診療、一般的処置、理学療法、言語聴覚療法、療育相談、障害者の診断書作成

(2) 整形外科の診察 (応援医師)

療育相談、補装具及び障害者の診断書作成 (月 2 回)

(3) レントゲン

X線及び記録写真の撮影

(4) 訓練

ア 理学療法 ・運動発達の促進、ポジショニング、関節可動域訓練、ストレッチ訓練、筋力強化訓練、上肢リーチ及び巧緻性訓練、日常生活動作訓練、評価

・補装具等の相談

車椅子、座位姿勢保持装置、日常生活用具

イ 言語聴覚療法 ・読む、聞く、話す、書く等の機能訓練

・コミュニケーション障害に対する訓練及び器機の相談

・摂食・嚥下障害の評価と訓練

2 生活支援部

(1) 入所棟における支援事業

(生活介護、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設)

① 日常生活における指導及び介助

② 日中活動、行事の計画・実施

③ 利用者の健康管理

④ 生活環境の整備

入所者の日課表

時 間	生 活 日 課	時 間	生 活 日 課
6 : 00	起床、排泄	13 : 15	診察 リハビリテーション
7 : 00	朝食、服薬、洗面、 排泄、検温、衛生ケア	13 : 30	排泄、水分補給 (月、水、金 お茶会)
8 : 45	診療 リハビリテーション	14 : 00	レク活動 フレンドクラス交流会 (木)
9 : 30	排泄、更衣 (月、水、金 入浴)	14 : 30	おやつ 自由時間 (余暇)
10 : 00	フレンド朝の会 (入浴日は午後)	16 : 00	排泄
	水分補給	17 : 30	夕食、服薬、洗面 自由時間 (余暇)
11 : 45	昼食、服薬、 排泄、休息	19 : 00	排泄
		21 : 00	就寝・消灯

(2) 通所棟における障害児通所支援事業

① 児童発達支援

主に未就学児童に対し、「児童発達支援計画」に基づき、自由活動（あそび）、個別教育、集団療育、生活自立支援等を提供

② 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス計画」に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供を行います。

第 13 実習生の受け入れ

保健・医療・福祉に係る人材を養成するため、大学、高等学校、専門学校等からの依頼により、実習生・見学者を受け入れています。

受入時期	内容	学校名
6月	見学実習・講義	厚生学院専門学校